

大阪府民の森ちはや園地・大阪府立金剛登山道駐車場指定管理候補者の
選定結果について

大阪府では、大阪府民の森ちはや園地・大阪府立金剛登山道駐車場における令和5年度から令和9年度までの指定管理者を選定するため、公募を行いました。

このたび、「大阪府民の森等指定管理者選定委員会」の選定結果を受けて、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

今後、大阪府議会の議決を得て、指定管理者を指定する予定です。

1 申請団体数 3団体（以下申込順）

ちはや園地等管理共同事業体
住友林業緑化株式会社
特定非営利活動法人楽庭楽園

2 指定管理候補者

ちはや園地等管理共同事業体
（構成員）代表者 一般財団法人大阪府みどり公社
大阪府森林組合

3 審査結果の概要

(1) 指定管理候補者の選定理由

申請者3団体の提案は各項目について府が求める水準を満たしており、経費の縮減や府施策との整合など総合的に審査を行った。

その結果、指定管理候補者からは、金剛山の山頂に位置するちはや園地の特性や、今回からの金剛登山道駐車場の一体管理を活かした安定感のある管理運営が期待できるとともに、登山者向けの各種イベントや登山道に特化したスマートフォンアプリの開発、空飛ぶ車による遊覧飛行の検討など、新規性もある中バランスもとれた提案があり、新規来園者の確保などの利用促進に繋がるものとして、高く評価できる。

候補者には、提案した事業を計画的に実施し、園地等の利便性の向上やさらなる魅力づくりに努め、府民サービスの一層の向上に取り組まれない。

(2) 点数

評価項目	配点	ちはや園地等 管理共同事業体 (指定管理候補者)	住友林業緑化 株式会社 (次点者)
平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策	4点	4.00点	3.80点
施設の効用を最大限発揮するための方策	29点	22.80点	22.20点
適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項	7点	6.00点	5.80点
管理に係る経費の縮減に関する方策 (提案金額/5年)	50点	50.00点 (170,500千円)	48.00点 (177,500千円)
その他管理に際して必要な事項	7点	6.00点	6.00点
合計	97点	88.80点	85.80点

(参考)

【ちはや園地等管理共同事業体（指定管理候補者）】

評価項目	配点	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	得点
平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策	4点	4点	4点	4点	4点	4点	4.00点
施設の効用を最大限発揮するための方策	29点	22点	25点	24点	20点	23点	22.80点
適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項	7点	7点	7点	6点	6点	4点	6.00点
管理に係る経費の縮減に関する方策 (提案金額/5年)	50点	50.00点 (170,500千円)					
その他管理に際して必要な事項	7点	6点	6点	6点	6点	6点	6.00点
合計	97点	89点	92点	90点	86点	87点	88.80点

【住友林業緑化株式会社（次点者）】

評価項目	配点	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	得点
平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策	4点	4点	4点	4点	3点	4点	3.80点
施設の効用を最大限発揮するための方策	29点	25点	28点	21点	16点	21点	22.20点
適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項	7点	7点	7点	5点	5点	5点	5.80点
管理に係る経費の縮減に関する方策 (提案金額/5年)	50点	48.00点 (177,500千円)					
その他管理に際して必要な事項	7点	6点	6点	6点	6点	6点	6.00点
合計	97点	90点	93点	84点	78点	84点	85.80点

注・委員の順番は5（1）の選定委員会委員の順番の記載としていない。

・「管理に係る経費の縮減に関する方策」の項目は、提案価格により点数が算出されるため、委員別の記載としていない。

4. 公募の経緯

- (1) 募集要項等の配布期間 令和4年8月22日（月曜日）から10月7日（金曜日）まで
- (2) 現地説明会・施設案内 令和4年9月2日（金曜日）
- (3) 申請書の受付期間 令和4年9月30日（金曜日）から10月7日（金曜日）まで

5. 大阪府民の森等指定管理者選定委員会開催概要

(1) 委員（五十音順、敬称略）

氏名	所属・職名	備考
石崎 一登	石崎一登公認会計士事務所	
千本 暁子	阪南大学 経済学部 教授	
橋元 紀子	のぐち法律事務所 弁護士	
藤原 宣夫	大阪公立大学大学院農学研究科 教授	委員長
八島 雄士	国立大学法人和歌山大学観光学部 教授	

(2) 委員選定の考え方

申請に係る収支計画や安定的な経営基盤、管理運営に係る法的課題、利用者の視点等から様々な意見を聴取するため、公認会計士、弁護士及び経営を専門とする学識経験者から各1名、造園・緑地保全及び観光に関する学識経験者から各1名の合計5名を選定した。

(3) 審査の経緯

- ・令和4年7月12日（火曜日）第1回指定管理者選定委員会 委員5名出席
審査基準の審議等
- ・令和4年10月21日（金曜日）第2回指定管理者選定委員会 委員5名出席
申請者の書類及びプレゼンテーションによる審査、最優先交渉権者の選定